

ができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であつて国又は地方公共団体の負担において障害児施設医療費の支給に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

**第二十四条の二十三** この款に定めるもののほか、障害児施設医療費の支給及び指定知的障害児施設等の障害児施設医療費の請求に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 第五節 要保護児童の保護措置等

#### 第四節 要保護児童の保護措置等

**第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）**は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を探らなければならない。

一 （略）

二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知

**第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）**は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を探らなければならない。

一 （略）

二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知

的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第五項に規定する知的障害者福祉司（以下「知的障害者福祉司」という。）又は社会福祉主事に指導させること。

② (略)

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊娠婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一～三 (略)

四 第二十一條の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第一百六十八号）第十八条第一項の規定による送致を受

的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第四項に規定する知的障害者福祉司（以下「知的障害者福祉司」という。）又は社会福祉主事に指導させること。

② (略)

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊娠婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一～三 (略)

四 第二十一條の二十五の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第一百六十八号）第十八条第一項の規定による送致を受

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第一百六十八号）第十八条第一項の規定による送致を受

けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊娠婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の六において「相談支援事業」という。）を行う者に指導を委託すること。

三・四 (略)

五 第二十二条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

② (略)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならぬ。

けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊娠婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害児相談支援事業を行う者に指導を委託すること。

三・四 (略)

五 第二十二条の二十五条の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

② (略)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならぬ。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県以外の相談支援事業を行う者に指導を委託すること。

三・四 (略)

② 都道府県は、第四十三条の三又は第四十三条の四に規定する児童については、前項第三号の措置に代えて、指定医療機関に対し、これらの児童を入院させて肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。

③～⑦ (略)

第三十二条 (略)

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害児相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県以外の障害児相談支援事業を行う者に指導を委託すること。

三・四 (略)

② 都道府県は、第四十三条の三又は第四十三条の四に規定する児童については、前項第三号の措置に代えて、国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）に対し、これらの児童を入院させて肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。

③～⑦ (略)

第三十二条 (略)

② 都道府県知事又は市町村長は、第二十一条の六の措置を採る権限又は助産の実施若しくは母子保護の実施の権限、第二十三条第一項ただし書に規定する保護の権限並びに第二十四条の二から第二十四条の七まで及び第二十四条の二十の規定による権限の全部又は一部を、それぞれその管理する福祉事務所の長に委任する。

③ (略)

第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は保育の実施等を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は保育の実施等の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は保育の実施等の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十二条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号並びに第二十七条第一項第二号及び第七項の措置 当該措置

② 都道府県知事又は市町村長は、第二十一条の六第一項の交付等の権限、第二十一条の二十五の措置を採る権限又は助産の実施若しくは母子保護の実施の権限及び第二十三条第一項ただし書に規定する保護の権限の全部又は一部を、それぞれその管理する福祉事務所の長に委任することができる。

③ (略)

第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は保育の実施等を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は保育の実施等の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならぬ。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は保育の実施等の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十二条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号並びに第二十七条第一項第二号及び第七項の措置 当該措置

に係る児童の保護者

二〇四 (略)

措置に係る児童の保護者

二〇四 (略)

第三十三条の五 第二十二条の六、第二十五条の七第一項  
第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二  
号若しくは第二十七条第一項第二号若しくは第三号、第  
二項若しくは第七項の措置を解除する处分又は保育の実  
施等の解除については、行政手続法第三章（第十二条及  
び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第三十三条の五 第二十二条の二十五、第二十五条の七第  
一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項  
第二号若しくは第二十七条第一項第二号若しくは第三号  
、第二項若しくは第七項の措置を解除する处分又は保育  
の実施等の解除については、行政手続法（平成五年法律  
第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）  
の規定は、適用しない。

第六節 雜則

第三章 事業及び施設

第五節 雜則

第三章 事業及び施設

第三十四条の三 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省  
令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で  
定める事項を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援  
助事業を行うことができる。

第三十四条の三 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省  
令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で  
定める事項を都道府県知事に届け出て、障害児相談支援  
事業及び児童自立生活援助事業（以下「障害児相談支援  
事業等」という。）を行うことができる。

② (略)

③ 国及び都道府県以外の者は、児童自立生活援助事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

② (略)

③ 国及び都道府県以外の者は、障害児相談支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の三の二 障害児相談支援事業に従事する職員は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第三十四条の四 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業を行なう者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② (略)

第三十四条の四 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、障害児相談支援事業等を行なう者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② (略)

第三十四条の五 都道府県知事は、児童自立生活援助事業を行なう者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しく

第三十四条の五 都道府県知事は、障害児相談支援事業等を行なう者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しく

はこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不當に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の待遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

はこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不當に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の待遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

**第三十四条の六 相談支援事業又は児童自立生活援助事業**  
を行う者は、第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号若しくは第七項の規定による委託を受けたときは、正当な理由は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

**第四十二条 知的障害児施設**は、知的障害のある児童を入所させて、これを保護し、又は治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。

**第三十四条の六 障害児相談支援事業等**を行う者は、第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号若しくは第七項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

**第四十二条 知的障害児施設**は、知的障害のある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。

**第四十三条の三 肢体不自由児施設**は、肢体不自由のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。

**第四十三条の三 肢体不自由児施設**は、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業及び放課後児童健全育成事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一〇四 (略)

五 第二十条の措置に要する費用

五の二 第二十一条の五の事業の実施に要する費用

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。第六号の三及び次条第二号において同じ。）

六の二 都道府県の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用（保育の実施につき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。次条第三号及び第四号並びに第五十六条第三項において同じ。）

第四十九条 この法律で定めるもののほか、障害児相談支援事業等及び放課後児童健全育成事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一〇四 (略)

五 第二十一条の九の措置に要する費用

五の二 第二十一条の九の六の事業の実施に要する費用

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。第六号の三及び次条第三号において同じ。）

六の二 都道府県の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用（保育の実施につき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。次条第四号及び第四号の二並びに第五十六条第三項において同じ。）

六の三 (略)

六の四 障害児施設給付費、高額障害児施設給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児施設給付費医療費（以下「障害児施設給付費等」という。）の支給に要する費用

七九 (略)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 (略)

二 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るもの）を除く。）

三 市町村の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用

四 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用

五九七 (略)

六の三 (略)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 (略)

二 第二十二条の二十五の措置に要する費用

三 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るもの）を除く。）

四 市町村の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用

四の二 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用

五九七 (略)

第五十二条 国庫は、第五十条第九号及び前条第六号の費

第五十二条 国庫は、第五十条第九号及び前条第六号の費

用のうち、知的障害児施設等の設備に関するものに対し  
ては、政令の定めるところにより、その二分の一（知的  
障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設  
の設備については、二分の一ないし三分の一）を負担す  
る。

第五十三条 国庫は、前条に規定するもののほか、第五十  
一条（第一号から第三号まで、第五号の二及び第六号の二  
を除く。）及び第五十一条（第三号、第五号及び第七号  
を除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対  
しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負  
担する。

用のうち、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろ  
うあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設  
(以下「知的障害児施設等」という。)の設備に関する  
ものに対しては、政令の定めるところにより、その二分  
の一（知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不  
自由児施設の設備については、二分の一ないし三分の一  
）を負担する。

第五十三条 国庫は、前条に規定するもののほか、第五十  
一条（第一号から第三号まで、第五号の二及び第六号の二  
を除く。）及び第五十一条（第二号（第二十一条の二十  
五第二項の措置に係る費用に限る。）、第四号、第五号  
及び第七号を除く。）に規定する地方公共団体の支弁す  
る費用に対しては、政令の定めるところにより、その二  
分の一を負担する。

第五十三条の三 都道府県は、第五十一条第一号の費用の  
うち、福祉事務所を設置しない町村が支弁するものに対  
しては、政令の定めるところにより、その四分の一を負  
担しなければならない。

**第五十五条** 都道府県は、第五十一条第一号、第二号及び

第四号の費用に對しては、政令の定めるところにより、その四分の一を負担しなければならない。

**第五十六条** 第四十九条の二に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、厚生労働大臣は、本人又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

② 第五十一条第五号、第六号、第六号の三、第七号及び第七号の二に規定する費用を支弁した都道府県又は第五十二条第一号及び第二号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

**第五十五条** 都道府県は、第五十一条第二号の費用（第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。）並びに第五十一条第三号及び第四号の二の費用に對しては、政令の定めるところにより、その四分の一を負担しなければならない。

**第五十六条** 第四十九条の二に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、厚生労働大臣は、本人又はその扶養義務者から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

② 第五十一条第五号、第六号及び第六号の三から第七号の二までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十二条第一号に規定する費用（業者に委託しないで補装具の交付又は修理が行われた場合における当該措置に要する費用に限る。）並びに同条第二号及び第三号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。